

移入種対策小委員会の設置について

平成15年1月24日
野生生物部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1．野生生物部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、移入種対策小委員会を置く。
- 2．移入種対策小委員会は、移入種対策に関する措置の在り方についての検討を行う。
- 3．移入種対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て、野生生物部会の決議とすることができる。